

水痘（みずぼうそう）注意報の発令について【速報値】

令和7年（2025年）11月20日（木） 15時00分

北海道千歳保健所 健康推進課
電話：0123-23-3175

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年第46週（令和7年11月10日～令和7年11月16日）において、管内の定点医療機関当たりの患者報告数が、注意報基準以上となりましたので、水痘注意報を発令します。

記

1 定点医療機関当たりの患者報告数（第46週速報値）

区分	千歳保健所	全道	全国
定点当たり患者数	1.25人	0.51人	0.29人

2 水痘とは

水痘は、水痘―带状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに带状疱疹を引き起こす原因となります。

特に抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

3 水痘の感染予防

水痘の原因病原体である水痘―带状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになるまで出席停止と定められています。

4 参考

(1) 最近5週間における定点医療機関当たりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第42週 (10/13～10/19)	第43週 (10/20～10/26)	第44週 (10/27～11/2)	第45週 (11/3～11/9)	第46週 (10/10～11/16)
千歳保健所	1(0.25)	2(0.5)	5(1.25)	1(0.25)	5(1.25)
全道	23(0.23)	26(0.26)	33(0.33)	25(0.25)	52(0.51)
全国	417(0.18)	461(0.2)	493(0.21)	533(0.23)	690(0.29)

(2) 水痘注意報・警報とは

【発令基準】

注意報：1 定点医療機関当たりの受診患者数が一週間で1人以上となった場合

警報：1 定点医療機関当たりの患者報告数が一週間で2人以上となった場合

※ 警報発令後は1 定点医療機関当たりの受診患者数が1人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、千歳保健所管内の小児科定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。